

退職給付会計における退職給付

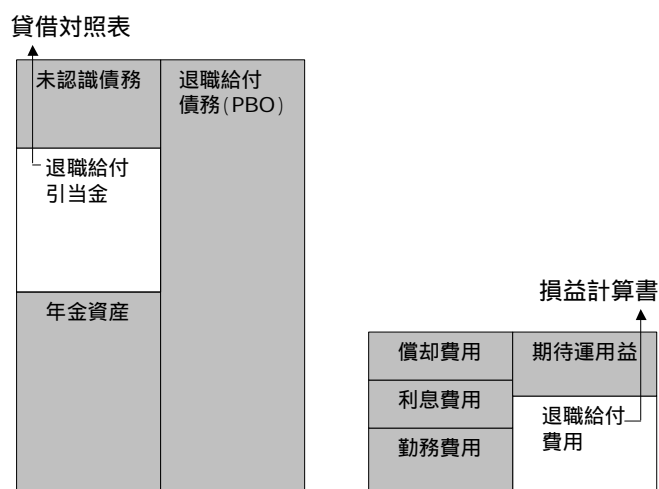
住友信託銀行 年金研究センター
制度研究部長 藤井 康行

1. はじめに

(1) 退職給付会計

わが国で現在適用されている退職給付会計の基準ⁱは、2000（平成12）年4月1日以降に始まる事業年度から適用されている。この基準は、米国の会計基準（FAS）ⁱⁱや国際会計基準（IAS）ⁱⁱⁱに類似したもので、従来のがが国の基準とは違いが大きいものであった。しかも、導入された時期が史上空前の低金利時代であり、運用難の時代であったことから、年金かくれ債務の計上義務化と騒がれ、会社経営における重要課題と認識された。

図表1



その後、退職給付会計は、時代の変化に応じて基準の明確化や改正が行われた。主なものとしては次のようなものがあげられる。

- 制度終了、制度間移行、確定拠出年金への移行、代行返上、事業主返還、積立て超過

これらの会計基準の対応は、不明確な点の明確化、法的枠組みの変化への対応、FASやIASとの調和という3つの原理によって動いていると見られる。中でも、FASやIASとの調和については、世界的な会計基準の統合あるいは相互承認の流れの中で、今後ますます重要性が高まって行くものと考えられる。

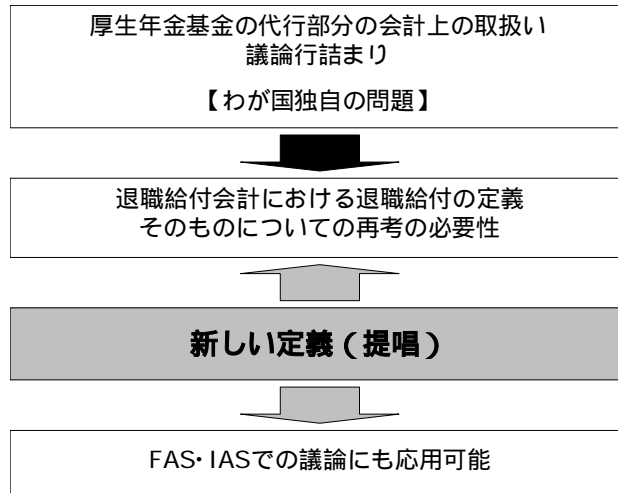
本稿は、日本年金学会誌第26号(平成19年3月20日発行)に掲載した論文(同学会で研究発表した内容をまとめたもの)を、同誌の了承を得て転載するものである。

(2) 本稿の論点

以下では、退職給付会計の在り方に重要な問題を投げかけている厚生年金基金の代行部分に関する論点に触れた後、退職給付会計における退職給付の定義そのものについての再考の必要性と定義案について述べる。

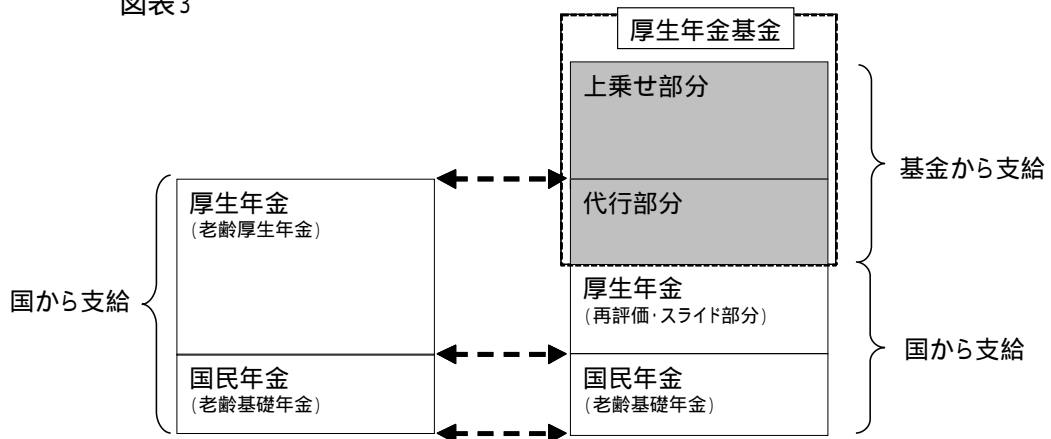
この定義案は、FASとIASが検討予定としているキャッシュバランプランの会計上の取扱いの議論にも応用可能と考える。

図表2



2. 代行部分の取扱い

図表3



(1) 問題の所在

現在の会計基準では、厚生年金基金の代行部分について他の部分と区別せずに同一の退職給付会計の基準を適用することとされている。すなわち、代行部分も退職給付債務（PBO）の計算対象とされている。

実は、現在の退職給付会計基準が適用される直前に法令の改正があり、いわゆる凍結措置が開始されたことから、代行部分に関する会計処理の在り方について大きな議論が巻き起こった。その間の状況は、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）日本公認会計士協会（1999）」^{iv} に次のように記されている（下線は筆者による。）。

『平成11年9月3日に厚生年金基金令の一部を改正する政令が公布され、免除保険料率及び最低責任準備金（代行部分見合いの責任準備金）は厚生年金の保険料率に変更されるまでの間凍結されることとなった。

このような措置が実施されるが、代行部分の退職給付債務に係る会計処理については、基金の継続時において事業主が一切の負担を免れることがないことから、凍結期間中に退職給付債務と最低責任準備金の乖離が増大し、それが凍結期間終了後に未認識の債務として事業主にのしかかる場合の影響の大きさを勘案し、前項の会計処理を継続して適用することとした。・・・（中略）・・・

また、凍結期間が解除されたときに事業主に負担が及ばないこと等、基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える。』

すなわち、代行部分は他の部分と同一の会計基準を適用するけれども、将来凍結が解除されたときの内容次第では再検討するべきであるとされた。

その後、平成16年の年金制度改革の中で、実際に凍結解除が決定され、代行部分については次のような改正が行われた。^v

免除保険料率の凍結解除（平成17年4月1日施行）

最低責任準備金の算定方法を、国の年金資産の運用利回りに基づくコロガシ法とすることを凍結解除後も恒久的に継続（平成16年10月1日施行）

一定の条件を満たす場合には、政府は厚生年金基金に交付金を交付（平成17年4月1日施行）

これらの改正が、会計基準の再検討をするべきほどの基本的な前提を変える制度改革があったといえるものであるかどうか、再検討をする場合にはどのような会計処理とすることが適切か、これらの点が問題になる。

（2）これまでの検討状況

企業会計基準委員会（詳細は、退職給付専門委員会が担当）では、平成17年4月に検討開始を決定し、約1年間の検討を経て、平成18年3月16日に草案^{vi}を公開した。公開草案のポイントは次のとおり。

代行部分の会計処理：

次のような意見があること、及び、それらに対する反対意見を紹介。しかし、これらの意見についてはなお検討を要するとして結論は示さず。

(ア) 代行部分は退職給付会計基準の対象外とするべきであるという意見

(a) 厚生年金基金を、1つの私的な年金制度ではなく、私的な年金制度と実質的な公的年金制度の2つの年金制度から構成されるとみる見方

(b) 厚生年金基金は1つの私的な年金制度であるものの、代行部分に係る債務は、

今回の法改正により、もはや退職給付債務とはいえず、むしろ政府（厚生年金本体）からの借入金（最低責任準備金で評価）と考え、会計上、同額を年金資産から控除すべきであるとする見方

(1) 代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見

交付金の会計処理：

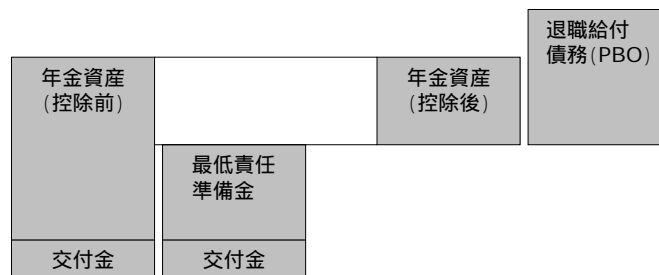
の結論は出ていないことから、代行部分の会計処理は当面従来通りとならざるをえない。厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から受取ることになった交付金は、交付される都度、退職給付費用から控除する取扱いとする。

(3) 筆者の意見

筆者は、公開草案が出されるまでの約1年間、検討の様子を直接間接に見てきた。公開草案では(ア)と(イ)が並列的に書かれているが、検討時間の大半は、(イ)「代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見」と、それへの反対意見の応酬で費やされた。(イ)の議論は、代行部分の給付を退職給付であると位置付けた上で、その債務評価額を最低責任準備金とするかどうかについて肯定派と否定派が意見を戦わせるものである。しかし、筆者は、議論の前提（代行部分の給付を退職給付であると位置付けること）自体に欠陥があると考え。実際、その前提のもとでは、経済実態（企業の責任は最低責任準備金に限定される）と現在の会計基準（退職給付の債務評価はPBOで行う）が折合わず、水掛け論となった。

筆者は、今回の凍結解除の核心は、(1)で述べた平成16年の年金制度改革の中の「最低責任準備金の算定方法をコログシ法とすることを恒久的に継続」することが確定したこと、及び、解散・代行返上の場合だけでなく基金継続時においても代行部分の積立て基準は最低責任準備金に限定されることになったことにあると考える。これによって、代行部分の本質が根本的に変更され、代行部分については、投資リスクのみを雇用主が負い、それ以外のリスクを雇用主は負わないことになった。雇用主が負う投資リスク以外のリスクは、政府（厚生年金本体）が一元的に担うことになった。そのような実態を反映する会計処理として、公開草案で(ア)の観点のひとつとして紹介されている(b)「代行部分の債務は今回の改正によってもはや退職給付債務とはいえず、むしろ政府（厚生年金本体）からの借入金（最低責任準備金で評価）と考え、会計上、同額を年金資産から控除すべきとする見方」が正しいと考える。

図表4



交付金が交付されると年金資産と最低責任準備金がそれぞれ同額増加することになることから、年金資産額から最低責任準備金額を控除した額には影響はない(ただし、その後の運用の影響は受ける)。したがって、筆者が正しいと考える処理のもとでは、交付金が交付された際における特別の処理は行わない。

その他、代行部分に関する会社側の会計処理としては、免除保険料の要拠出額について、厚生年金保険の保険料と同様の形で費用処理することになる。代行部分の投資リスクの結果(国の年金資産の運用利回りに基づく最低責任準備金のコログシ利率と年金資産の運用利回りの差による額)は、数理計算上の差異の一部として退職給付会計のルールに従って処理されることになる。

(4) 筆者が正しいと考える処置に対する批判について

筆者が正しいと考える処理に対する批判として公開草案に掲載された意見は次の通りである。

『今回の法改正でも厚生年金基金の代行部分の給付は従来どおり当該基金が行い、法改正によって代行給付を確実に行えるように厚生年金基金が政府(厚生年金本体)から一定の交付金を受け取ることとされたものであり、代行部分に係る債務を政府(厚生年金本体)からの借入金と考えるほどの大きな変化があったとはいえないのではないかという意見がある。この意見の中には、特に、法令によって借入金が認められていない厚生年金基金において、代行部分に係る債務を借入金と考え、資産運用規模の拡大を図る目的の負債とみることが、取引を擬制しすぎる見方となるのではないかという指摘もある。』

この意見は、最低責任準備金の計算方法をコログシ法とすることを恒久的に継続することが確定したことの意味を全く理解せず、交付金の創設のみにとらわれているものであることが良く分る。しかも、交付金を補助金のようなものと位置付けた意見と感じられ、今回の凍結解除の本質を捉えていない。

また、筆者が正しいと考える処理で、代行部分を政府(厚生年金本体)からの借入金(最低責任準備金で評価)と考え、会計上、同額を年金資産から控除すべきとしているのは、退職給付債務以外の債務としての代行部分に関する退職給付会計上の取扱いの類例として借入金を掲げているものである。したがって、厚生年金基金が法令によって借入金が認められているかどうかとは関係がない。

しかも、厚生年金基金令第41条では『基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。』と規定されている。すなわち、借入金は原則的には禁止されているが、全く不可能ということではない。

厚生年金基金の通常の資産運用の手法に金融デリバティブがあり、その評価額は負債サイドとなることがある。年金資産の時価評価額の計算にあたっては、退職給付会計上(年金財政上も)負債サイドとなる額を控除した純額で表示している。このような取扱いは、わが国の退職給付会計基準では明記されていないが、当然の処理として行われているところである。FAS 87では第264項の Plan assets の定義の中で、IAS 19では第1

03項で、退職給付債務以外の債務は年金資産額から控除することが明記されている。仮に、厚生年金基金が厚生労働大臣の承認を得て借入金を行う場合には、退職給付会計においては、年金資産額から借入金を控除した純額をもって年金資産額として扱うことになるのではなからうか。したがって、代行部分に係る債務は、今回の法改正により、もはや退職給付債務とはいえないと考える場合の会計上の取扱いとしては、借入金のように年金資産から控除することになる。

(5) 審議不十分

退職給付専門委員会における(ア)の観点の検討は時間的にも考察の深さからも極めて不十分であった。その原因としては次のようなことがあったと思われる。いずれも的外なものであり残念である。

(ア)も(イ)も実質的な効果は同じで、一見、切分けて議論する意味はないように感じられること。

当初、(ア)は(a)のみであったこと。代行部分と上乘せ部分で年金資産の運用が共通であること、及び、具体的な経理処理が明示されなかったことから、(a)は、議論する意味が乏しい案であると受取られた。

年金制度改革の際の議論にとらわれて、凍結解除措置の中で「交付金」を重視する意識が強いこと。このため、代行部分の給付責任は基金(設立事業主)にあるのであって、政府はそれに対して「交付金」を交付することで財政支援を行うものであると捉えられた。

最低責任準備金は、解散・代行返上の場合に実際に効力を発揮するものに過ぎないとする意識が強いこと。このため、基本的に制度継続を前提とする退職給付会計においては、最低責任準備金の定義式の持つ意味について十分な関心が払われなかった。

(イ)の議論の前提自体が持つ問題点について意識することなく検討が進められてしまったこと。

公開草案に対する一般からの意見は非常に多く寄せられて141件と空前の件数となったが、その大半は(イ)に関するもので、一般の関心も(ア)については薄い。しかし、この問題の核心に迫るには、退職給付会計における退職給付とは何かという概念フレームワークまで掘下げた考察が必要であり、(ア)の観点を避けることはできない。残念ながら、これまでの議論では、そのレベルにまで到っていない。

(6) 問題の位置づけ

既に代行返上の動きは山を越えており、世間的には本件の重要性は希薄化している観がある。さらに、構造が複雑なために議論すること自体が難しいテーマである。しかし、退職給付会計には本件以外にも重要なテーマがあり、FASやIASにおいては抜本的な議論が具体的なスケジュールに乗って来ている。今後、わが国の基準も見直しを迫られる可能性が高い。本件は、そのような動きに対して直接間接に影響を与える可能性を有している。一方で、代行部分はわが国独特の制度で他国にはないこともあり、FASやIASの

議論を待っていても（ヒントは得られるかもしれないが）結論は得られない。よって、曖昧な形にせず、これを好機ととらえて主体的な審議を続け、正しい結論に到るべきである。

（７）具体的な問題点

仮に、すぐには結論が出ないことから当面の取扱いを示す場合でも、代行部分の会計処理は当面従来通りとならざるをえないとすることがはたして妥当かどうかについて大いに疑問がある。交付金が交付される都度、退職給付費用から控除する取扱いは、同額を営業利益（経常利益）に計上することと同じであるが、それが妥当な処理であるとは思われない。また、従来処理を継続する場合には、将来割引率や国の運用利回りが高くなるとPBOが最低責任準備金より（はるかに）少額となる可能性があり、その時には債務評価として不十分となるのではないかと、等の具体的な問題点が指摘できる。

さらに、当面次のような状況が想定される。

代行部分の会計処理を改正する場合： 評価額の差額（代行部分に関するPBOと最低責任準備金の差）および、代行部分に関する遅延認識による未認識の残額のうち会計基準変更差異と過去勤務債務については、一時に特別利益で計上、あるいは資本直入することになるのではないかと（その場合、この差額によって経常利益は変化しない。）

従来処理を継続する場合： これからしばらく金利水準が上昇する局面とすれば、割引率が次第に大きくなることから代行部分の退職給付債務・費用が次第に小さくなり、営業利益（経常利益）を押し上げる効果が現れる。

（８）当面の取扱い公表

平成18年10月27日、企業会計基準委員会は審議不十分のまま、当面の取扱い^{vii}を公表した。公開草案から相当修文されたものになってはいるものの、基本的には同じ内容である。

「当面の取扱い」は次のように結ばれている。

『これらの意見については、確定給付型の企業年金制度を前提とした会計処理を示している退職給付会計基準において、何をもちいて確定給付型と捉えるかなど国際的にも議論されつつある事項も含まれており、また、厚生年金基金制度が通常確定給付型の企業年金制度と異なる特殊な制度といっても、退職給付会計基準の中で例外的に対応することの便益と他の会計処理への影響との比較衡量など、なお検討を要すると考えられることから、本実務対応報告では、議論の要点を示すに止め、現行の退職給付会計基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すこととした。』

なお、上述した議論については、将来の退職給付制度の見直しや退職給付会計に関する国際的な議論の進展を踏まえ、今後、検討するものとする。』

これに対して、（社）日本年金数理人会は平成18年11月7日に次のように意見^{viii}を示した（抜粋）。筆者の考えも全く同様である。

『このように審議不十分であることを認識しつつも、当面の実務上の取扱いとはいえ、平

成 16 年年金改革によって根本的に改正された代行部分の財政構造が正しく反映されているとはいえない処理が示されたことは、甚だ遺憾である。

同報告書は、「なお、上述した議論については、将来の退職給付制度の見直しや退職給付会計に関する国際的な議論の進展を踏まえ、今後、検討するものとする。」と結ばれている。しかし、代行部分は、国際的に議論されつつある事項との関係はあるものの、代行部分自体は我が国固有の仕組みであり、早期に本格的な議論を開始して、その本質に合う会計処理に改正する必要があると考える。』

3 . 退職給付会計における退職給付

(1) 新しい定義の提唱

前述したように、代行部分の会計上の取扱いの核心に迫るには、退職給付会計における退職給付とは何かという概念フレームワークまで掘下げた考察が必要となる。以下では、リスク(及びリワード)の所在に着目して、会計上の分類として、新しい定義を提唱する。

新しい定義(提唱)

雇用関係の終了後または老齢期に支払われる従業員給付について、会計上次の分類とする。

(ア) DB :

保険数理的リスク及び投資リスクのうち、保険数理的リスクを雇用主が負うものを DB 制度とする。(=いわゆる退職給付会計の適用対象とする。)

(イ) DC :

保険数理的リスクと投資リスクの両方とも雇用主が負わないものを DC 制度とする。

(ウ) その他 :

雇用主が、保険数理的リスクを負わず、投資リスクのみを負うものは、DB・DCではなく、ファイナンスに類似したものとして、借入金に準じた取扱いとする。

図表5

		投資リスク	
		雇用主が負う	雇用主が負わない
保険数理的リスク	雇用主が負う	DB	DB
	雇用主が負わない	その他	DC

ポイントは次の通り。

わが国の厚生年金基金及び確定給付企業年金は、老齢を理由に給付を行うものであって、必ずしも退職によるものではないが、これも退職給付会計の対象とすることを明記する。

通常の企業年金や退職一時金は、保険数理的リスクを雇用主が負うものであり、本定義に照らしてもDB制度となる。

凍結解除後の代行部分は、投資リスクのみを雇用主が負い、保険数理的リスクを雇用主が負わない。よって、(ウ)「その他」に該当する。厚生年金基金には、代行部分以外の給付が存在することから、制度全体はDB制度として退職給付会計の適用対象となる。

キャッシュバランスプランについても、この定義案をベースに検討を進めることができよう。

【基本的なアイデア】保険数理的リスクを雇用主が負わないものは、(ウ)「その他」に該当する(ただし、例えば、終身給付の設計や自己都合減額率がある場合で、生死や脱退率が雇用主にとってリスクとなる場合は(ア)「DB」に該当する。)(キャッシュバランスプランの会計基準については、今後、FASとIASが検討予定としている。)

(2) 現状の定義

現状の定義は、日本基準、FAS、IASのいずれも、DBとDC以外の制度の存在を想定していない(引用を下に掲載)。三者の中ではIASのみがリスクの負担者について言及しており考察が深いと感じられるが、それでも充分ではない。

IASでは、次のように定義・解説している。

DCではないものをDBと定義。

DCでは、保険数理的リスク及び投資リスクは、被用者が負担する。

DBでは、保険数理的リスク及び投資リスクは、実質的に当該事業体が負担する。

ところが、とは論理的に矛盾している。ではDCではないものをDBと定義(すなわち、DBはDCの余集合)している。したがって、において、『DCでは、保険数理的リスク及び投資リスクは、被用者が負担する』とするのであれば、その余集合としてのDBは、保険数理的リスクと投資リスクの両者またはいずれが一方を被用者が負担しない(すなわち、事業体が負担する)としなければならない。しかるに、では、『DBでは、保険数理的リスク及び投資リスクは、実質的に当該事業体が負担する』としてしまっていて、「いずれが一方」の条件が欠落している。これは矛盾である。

すなわち、IASでは、保険数理的リスクと投資リスクが別の主体によって負担されるケースがあり得ることについて考察が及んでいないのである。この点、筆者が提唱する新しい定義によって改善されるものと考ええる。

以下で、FASとIASの引用は、著者による拙訳である。下線は筆者による。[]は筆者による注書きである。

日本会計基準

退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書 三 3

(1) 本基準では、確定給付型の企業年金制度を前提とした会計処理を示した。

[確定給付型の企業年金制度に関する定義や説明はない。]

米国会計基準（FAS）87

第264項

D B年金制度：支給されるべき給付の金額を定義している年金制度。通常、金額は、年齢、勤続年数、給与等の要素の関数として定められている。本基準書の目的上、D C年金制度ではない年金制度は、全てD B年金制度である。

D C年金制度：提供された勤務に応じて年金給付を行うものであり、各加入者に個人勘定を設け、各人が受給すべき給付金額を定めるのではなく、個人勘定への拠出金がいかに決定されるべきかを定める制度。D C年金制度においては、加入者が受給する給付は、各加入者の勘定への拠出金額、当該拠出金額の投資から得られる収益、各加入者の勘定へ配分される他の加入者の失効分のみに依存する。

国際会計基準（IAS）19

第7項

D B制度とは、D C制度以外の退職後給付制度である。

D C制度とは、事業体が定められた掛金額を別個の事業体（基金）に支払い、仮に基金が被用者の現在及び過去の期間に関するすべての被用者給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、当該事業体が追加の掛金を支払うべき法的義務又は推定的義務を持たない退職後給付制度である。

第25項

退職後給付制度は、その主要な契約条件に由来する当該制度の経済的実態に基づいて、D C制度又はD B制度のいずれかに分類される。D C制度においては：

- (a) 事業体の法的義務又は推定的義務は、当該事業体が基金に掛金を支払うことに同意した金額に限定される。したがって、被用者が受取る退職後給付の金額は、当該事業体(及び場合によっては被用者)が退職後給付制度又は保険会社に払込む掛金額、及び、当該掛金額から得られる投資収益によって決定される。
- (b) その結果、(給付額が予想より少なくなる) 保険数理的リスク及び(投資資産が予想した給付を満たすのに不十分となる) 投資リスクは、被用者が負担する。

第27項

D B制度においては：

- (a) 事業体の義務は、同意した給付を被用者及び被用者であった者に行うことである。
- (b) (給付が予想より多くのコストを要することになる) 保険数理的リスク及び投資リスクは、実質的に当該事業体が負担する。保険数理的又は投資の実績が予想より悪い場合には、当該事業体の義務は増加する可能性がある。

参考文献

- i 企業会計審議会（1998.6.16）『退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書』
- ii Financial Accounting Standards Board（1985）『Statement of Financial Accounting Standards No.87』
- iii International Accounting Standards Board（2005）『International Financial Reporting Standards 2005』
- iv 日本公認会計士協会（1999.9.14）『退職給付会計に関する実務指針（中間報告）』
- v 藤井康行（2005）『厚生年金基金における代行部分の中立化について』「日本年金学会誌 第24号」
- vi 企業会計基準委員会（2006.3.16）『実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」』
- vii 企業会計基準委員会（2006.10.27）『実務対応報告第22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」』
- viii 日本年金数理人会（2006.11.7）『企業会計基準委員会あて意見書「退職給付会計における厚生年金基金の代行部分の取扱いについて」』